



平成 19 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 オーエム計画株式会社  
代表者名 代表取締役 石原 信也  
(コード番号・2401)  
問合せ先  
役職・氏名 財 務 担 当 飯田 祥久  
電 話 053-488-1553

## 定款の一部変更のお知らせ

当社は、平成19年6月15日開催の当社第9期定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について承認されましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと等に伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 新たに金融業務等を開始したことに伴い、住宅ローンの取扱いおよび関連する業務について、第 2 条の目的追加を行うものであります。
- (2) その他、「会社法」の条文に合わせた表現とするため、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 1. ～ 7. (条文省略) (新設)	第 2 条 1. ～ 7. (現行どおり) <u>8. 住宅の瑕疵保証及び瑕疵等に関する保証に伴う事務処理の請負業務</u>
(新設)	<u>9. 住宅ローン融資及び住宅ローン融資の斡旋、保証並びに代行業務</u>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>8.</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>9.</u> (条文省略)</p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券</u>を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③当社の株主名簿、<u>端株原簿、新株予約権原簿</u>及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>端株原簿、新株予約権原簿</u>及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第10条～第16条 (条文省略)</p> <p>(優先株主の取得請求権)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>②前項の普通株式数の算出にあたって1株の<u>100分の1</u>に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条</u>の規定に従いこれを取り扱う。</p> <p>(優先株式の強制転換条項)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>②前項の普通株式数の算出にあたって1株の<u>100分の1</u>に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条</u>の規定に従いこれを取り扱う。</p>	<p><u>10. 金銭の貸付及び金銭貸借の媒介・保証並びにクレジットカードの取扱業務、金銭消費貸借契約の事務代行業務</u></p> <p><u>11. 住宅工事に伴う金銭の収受、清算、支払、集金の代行業務</u></p> <p><u>12. 損害保険代理業</u></p> <p><u>13. (現行どおり)</u></p> <p><u>14. 上記各項に関連するコンサルタント業務</u></p> <p><u>15. (現行どおり)</u></p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社の<u>株式</u>については、株券を発行する。</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第10条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(優先株主の取得請求権)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>②前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法</u>の規定に従いこれを取り扱う。</p> <p>(優先株式の強制転換条項)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>②前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法</u>の規定に従いこれを取り扱う。</p>
--	---

<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(召集)</p> <p>第19条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを召集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを召集する。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(召集権者及び議長)</p> <p>第21条 (条文省略) ② (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>第23条～第26条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 取締役は、株主総会において選任する。 ②(条文省略) ③(条文省略)</p> <p>第29条～第31条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第32条 (条文省略) ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第33条～第37条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第39条 監査役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略)</p> <p>第40条～第46条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第19条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第21条 (現行どおり) ② (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②(現行どおり) ③(現行どおり)</p> <p>第29条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第32条 (現行どおり) ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第33条～第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第39条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② (現行どおり)</p> <p>第40条～第46条 (現行どおり)</p>
--	---

以上